

犬・猫の飼い主の方へ ルールやマナーを 守っていますか



排泄物や抜け毛の放置、放し飼い、ノリードの散歩、むだ吠え、犬・猫のにおい、咬まれた・引っかかれたなど、ペットが嫌われる理由のほとんどは飼主のマナーの悪さが原因です。あなたの愛犬、愛猫がみんなに愛されるように、飼い主はルールやマナーを守り、ご近所や地域の迷惑とならないようにしてください。

▽フン・尿の処理は

●犬の場合：散歩時は犬のフン・尿を放置したままにせず、フンは袋などを用意して必ず持ち帰り、尿にはペットボトルなどに水を用意し、水を十分にかけて流すなどの配慮もしてください。また、尿の処理には尿取りパッドに吸わせ、その後水をかけて流す方法も効果的です。

●猫の場合：猫は決まった場所で排泄する習性があります。屋外での排泄をさせないよう、飼い主が責任を持って室内のトイレ場所を覚えさせ、フン・尿を屋外でしないようしつけましょう。

※東京都動物の愛護及び管理に関する条例：動物飼養の遵守事項として、「汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること」「公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷

させないこと」「異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけること」などが定められています。都条例違反とならないよう、フン・尿の処理に配慮し、地域の生活環境を守りましょう。

▽飼い主のマナーとしつけ

●犬の場合：犬にとって散歩やしつけは大切なコミュニケーションの場です。愛情と責任を持ってきちんと世話をし、あげれば、むだ吠えをしてご近所に迷惑を掛けることもなくなります。犬の習性を知り、しっかりとしつけをして、終生飼育続けましょう。また、散歩中に犬が飛び出し、交通事故で死亡した事例が市内であります。散歩の際は犬が飛び出したり、首輪から抜けたりしないよう、確実に制御できるようにしてください。伸びるリードを使用している方は、車道に飛び出す、人や他の小動物へ飛びかかるといった事故防止のためにも、不必要にリードを伸ばしたままにしないよう配慮をお願いします。

※公共の場(ノリードで運動させることを目的とし、特に許されたドッグランなどの場所を除く)でのノリードの散歩・運動はやめてください。東京都動物の愛護及び管理に関する条例には、「犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させること」「犬に適切なしつけを施すこと」と

されています。犬に恐怖感を感じる人もいますので、配慮をお願いします。



猫の場合：猫もしつけることは可能です。しつけとは、人と猫が共同生活していく上で最低限必要なルールを教えることです。屋外での排泄や鳴き声、人や小動物への攻撃、他人の敷地・屋内侵入をさせないように、飼い主がマナーを守り、責任をもって飼育しましょう。

※自由以外へ行けるように放し飼いにしていた飼い猫が、交通事故で死亡した事例が市内であります。現在の交通事情や住宅事情を考えると、猫は屋内で飼育することが望ましいといわれています。猫を安心して家の中で飼うために、室内で上下運動ができるように家具の上などにも上がれる工夫をして、専用のトイレや爪研ぎなどを用意すること、不妊去勢手術をすることが屋内飼育を成功させるコツです。

※飼い主のいない猫に関する苦情も寄せられています。飼い主のいない猫に餌を与えること集まるようになり、それを迷惑と感じる人もいます。集まった猫同士で伝染病が媒介する危険もあります。食べ残した餌や排泄物が放置されると、衛生面での問題も考えられます。また、不妊去勢手術をしていないと繁殖し、こうした猫が増え続け、周辺の生活環境被害によるトラブルに

も発展します。飼い主のいない猫に餌を与えている人は、近隣トラブルとならないよう、餌や排泄物の適切な処理をする、地域や周りの住民の方々の理解を得る、責任を持って引取って飼育、新しい飼い主を見つけて飼うなど、この点についてもよく考えて行動しましょう。



平成27年度から集合注射での狂犬病予防注射料金が3100円になります。なお、注射済票交付手数料は、従前どおり550円です。

平成27年度狂犬病予防 集合注射料金について



平成27年度の狂犬病予防集合注射料金は、1頭3650円(注射料金3100円、注射済票交付手数料550円)です。

狂犬病予防注射は、集合注射会場以外に動物病院でも接種できます(動物病院での注射料金については各病院へお問い合わせください)。

平成27年度の狂犬病予防集合注射の日程、会場につきましては、決定後に飼い主の方に個別に通知するほか、市広報・ホームページなどでお知らせします。

▽問合せ 健康課予防推進係 (直通558・1191)

くらしの知恵袋 ~消費生活相談情報~

自転車を購入したら「防犯登録」



自転車は、新品のものを購入することあれば、リサイクルショップで買った知り人からもらったりと、中古品を購入することもあります。

しかし、中古品の防犯登録が以前の所有者のままになっていることがあり、「知らずに乗っていて、交通違反の取り締まりなどで警察官から呼び止められた際に窃盗を疑われた」という事例もあります。

- 防犯登録をしましょう！
 - 新品でも中古品でも、防犯登録をすることは自転車所有者の義務です。盗難被害時の早期発見に役立ち、自転車が自分の所有物であることの証明もできます。中古品を手に入れた場合も新たに防犯登録をしましょう。
 - 防犯登録には有効期限があり、東京都の場合は登録日の翌年から10年となっていますので、期限を経過したら再登録をしましょう。
- ※詳しくは、東京都自転車商防犯協会 (☎03-3251-5621、http://www.bo

tp://www.bo uhan-net.com/) もご利用ください。

○あきる野市消費生活相談窓口 契約に関するトラブルや悪質商法など、消費生活に関して困ったときは、一人で悩まずに気軽にご相談ください。電話でも相談にお答えします。

- 開設日時…毎週月曜・木曜日 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
- ※予約の必要はありません。
- 場所…市役所1階市民相談室
- ※月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターにご相談ください。
- 東京都消費生活総合センター
- 開設日時…毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
- 消費生活相談…☎03-3235-1155
- ※多重債務相談も受け付けています。

第20回 児童館子ども芸術祭 (舞台発表の部)

〜見てください
みんなの活動
みんなの笑顔〜



活動の成果として、太鼓、ダンス、一輪車などの舞台発表を行います。

▽その他 児童館子ども芸術祭の当日、各児童館は、正午から閉館となります。

広報あきる野への 掲載広告を 募集しています

市では、広報紙を広告媒体として有効活用し、地域の商工業の発展に役立てるため、広報あきる野に事業者広告を掲載しています。

●広告代理店：株式会社ホープ (〒81010022 福岡県福岡市中央区薬院1-14-1 5MG薬院ビル7階、☎092-716-1404、FAX092-716-1467、http://www.zaigenka-kuho.com/)

▽日時 3月7日(土) 午後1時30分～4時

▽問合せ 市長公室

▽場所 秋川体育館

▽内容 各児童館での1年間の